

○原付講習に関する規程

(平成 4 年 10 月 26 日公安委員会規程第 5 号)

改正 平成 6 年 3 月公安委員会規程第 2 号 平成 6 年 4 月 25 日公安委員会規程第 7 号
平成 8 年 8 月 30 日公安委員会規程第 2 号 平成 12 年 2 月 25 日公安委員会規程第 1 号
平成 13 年 4 月 12 日公安委員会規程第 4 号 平成 19 年 6 月 1 日公安委員会規程第 5 号
平成 21 年 5 月 21 日公安委員会規程第 8 号 平成 21 年 10 月 16 日公安委員会規程第 11 号
平成 24 年 3 月 1 日公安委員会規程第 1 号 平成 29 年 3 月 8 日公安委員会規程第 8 号
令和 5 年 6 月 20 日公安委員会規程第 8 号

原動機付自転車の運転に関する講習規程を次のように定める。

原付講習に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 108 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する原付免許を受けようとする者に対する一般原動機付自転車の運転に関する講習(以下「講習」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(講習の実施)

第 2 条 講習は、岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)が行うものとする。ただし、岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が他の者に委託したときは、この限りでない。

(講習項目等)

第 3 条 講習の項目及び時間は、別表のとおりとする。

(講習の委託条件)

第 4 条 講習を委託する場合の条件は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 第 6 条各号に掲げる要件を備えた講習指導員(以下「指導員」という。)が置かれていること又は置くことができると認められること。
- (2) 講習を行うために必要な施設及び教材を調達できること。
- (3) 第 3 条の講習項目等に従うほか、本部長が別に定める原付講習実施要領に従った講習が実施できると認められること。
- (4) 指導員が運転免許の取消し又はその効力の停止の処分を受けたときその他指導員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し、又は必要な期間その者の業務を停止すること。

(指導員の届出)

第 5 条 講習の委託を受けた者(以下「講習機関」という。)又は委託を受けようとする者は、指導員を選任した場合はその旨を公安委員会に届け出なければならない。

(指導員の要件)

第 6 条 指導員は、次の要件を備えた者とする。

- (1) 21 歳以上の者であること。
- (2) 一般原動機付自転車(以下「原付車」という。)を運転することができる免許を現に受けている者で、当該運転免許を受けていた期間(当該運転免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して 3 年以上のものであること。
- (3) 原付車の安全運転に関する技能及び知識を有し、適正な運転指導ができると認められる者であること。
- (4) 過去 2 年以内に運転免許の取消し又はその効力の停止の処分を受けたことのない者であること。
- (5) 講習の指導について不正な行為をし、又は指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任された日から起算して 2 年以上経過している者であること。
- (6) 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年以上経過している者又は現に起訴されていない者であること。
- (7) 人格及び識見ともに優れ、指導員としてふさわしい者であること。

(講習の委託解除)

第 7 条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、講習の委託を解除するものとする。

- (1) 講習機関が、第 4 条の委託条件に違反した場合
 - (2) 講習の実施に関して、公安委員会の指導及び監督に従わない場合
 - (3) 公安委員会において委託の必要がないと認められる事情が生じた場合
- (指導及び監督)

第 8 条 公安委員会は、講習機関に講習を委託した場合は、委託条件の遵守状況等について監督するとともに、必要な報告を求め、適宜講習内容等について指導又は助言を行うものとする。

2 公安委員会は、指導員の技術及び知識の向上に資するため、研修を行うことができる。

(証明書の交付)

第 9 条 公安委員会は、講習を終了した者からの申出により、原付講習終了証明書(道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)別記様式第 22 の 10 の 4)を交付するものとする。

附 則

この規程は、平成 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 4 月 25 日公安委員会規程第 7 号)

この規程は、平成 6 年 5 月 10 日から施行する。

附 則(平成 8 年 8 月 30 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 2 月 25 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 4 月 12 日公安委員会規程第 4 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にこの規定による改正前の原付講習に関する規程第 6 条第 1 項の規定により原付技能講習指導員認定証の交付を受けている者は、この規定による改正後の原付講習に関する規程第 6 条第 1 項の規定により原付講習指導員承認書の交付を受けた者とみなす。

附 則(平成 19 年 6 月 1 日公安委員会規程第 5 号)

この規程は、平成 19 年 6 月 2 日から施行する。

附 則(平成 21 年 5 月 21 日公安委員会規程第 8 号)

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 16 日公安委員会規程第 11 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 1 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 8 日公安委員会規程第 8 号)

この規程は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(令和 5 年 6 月 20 日公安委員会規程第 8 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 略

別表(第 3 条関係)

講習の項目及び時間

項目	時間
1 受付	10 分
2 開講	10 分
3 基本操作	12 分
4 基本走行	44 分
5 応用走行	59 分
6 安全運転の知識	35 分
7 閉講	10 分
計	180 分